

第 23 号

平成31年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 790床

(2) 年間患者数

入院 202,764人

外来 251,076人

(3) 1日平均患者数

入院 554人

外来 1,029人

(4) 主要な建設改良事業

病院増改築工事費 20,550千円

医療器械及び備品購入費 554,630千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益 23,970,706千円

第1項 医業収益 20,279,571千円

第2項 医業外収益 3,691,135千円

支出

第1款 病院事業費用 24,440,420千円

第1項 医業費用 23,579,960千円

第2項 医業外費用 860,460千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,050,196千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,592千円及び過年度分損益勘定留保資金1,048,604千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,063,015千円
第1項 企業債	549,000千円
第2項 負担金	511,817千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補助金	2,198千円

支 出

第1款 資本的支出	7,113,211千円
第1項 建設改良費	605,075千円
第2項 企業債償還金	1,268,136千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 549,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後においては、當 該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。た だし、必要の生じた場合は全部若し くは一部繰上償還し、又は借換え することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,929,547千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,450,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成31年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,400,000 k W h
	太陽光発電所	4,689,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,112,644千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	事 業 収 益	3,706,571千円
第1項	営 業 収 益	3,627,712千円
第2項	財 務 収 益	3,050千円
第3項	事 業 外 収 益	6,799千円
第4項	特 別 利 益	69,010千円
支		出
第1款	事 業 費 用	3,444,606千円
第1項	営 業 費 用	3,381,766千円
第2項	財 務 費 用	3千円
第3項	事 業 外 費 用	57,837千円
第4項	特 別 損 失	2,000千円
第5項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額816,584千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額98,168千円、建設改良積立金379,640千円及び過年度分損益勘定留保資金338,776千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的 収入	296,360千円
第1項 固定資産売却代	1,749千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	294,611千円
支	出
第1款 資本的 支出	1,112,944千円
第1項 建設改良費	1,112,644千円
第2項 投資	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
川口ダム自然エネルギーミュージアム案内誘導用ロボット賃貸借契約		自 平成32年 至 平成34年	度	3,861	千円	
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約		平成32年	度	98,768	千円	
明神ダム巻上機等取替事業工事請負契約		平成32年	度	12,556	千円	
日野谷発電所2号水車発電機改良事業工事請負契約		平成32年	度	489,016	千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 紙 与 費	1,027,048千円
(2) 交 際 費	95千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成31年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 納水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	67,428,180m ³	吉野川北岸工業用水道	38,697,180m ³
		阿南工業用水道	28,731,000m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	229,414千円
		阿南工業用水道改良工事	30,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 事業 収 益	1,237,926千円
第1項 営業 収 益	1,189,223千円
第2項 営業外 収 益	48,703千円
支	出
第1款 事業 費 用	1,146,372千円
第1項 営業 費 用	1,089,198千円
第2項 営業外 費 用	57,174千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額414,925千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額20,509千円及び過年度分損益勘定留保資金394,416千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的 収入	34,773千円
第1項 固定資産売却代	172千円
第2項 その他の 収入	34,601千円
支	出
第1款 資本的 支出	449,698千円
第1項 建設改良費	260,384千円
第2項 企業債償還金	155,980千円
第3項 他会計長期借入金償還金	33,334千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	241,883千円
(2) 交際費	10千円
(たな卸資産の購入限度額)	

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯泉嘉門

第 26 号

平成31年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,091千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取	入
第1款 事 業 収 益	7,910千円
第1項 営 業 収 益	7,740千円
第2項 営 業 外 収 益	170千円
支	出
第1款 事 業 費 用	1,472千円
第1項 営 業 費 用	1,471千円
第2項 営 業 外 費 用	1千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

平成31年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事 28,761千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 事 業 収 益	75,843千円
第1項 営 業 収 益	75,051千円
第2項 営 業 外 収 益	792千円
支	出
第1款 事 業 費 用	69,617千円
第1項 営 業 費 用	69,615千円
第2項 営 業 外 費 用	2千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,628千円は、過年度分損益勘定留保資金28,628千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資 本 的 収 入	133千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	133千円
支	出

第1款 資 本 的 支 出 28,761千円

第1項 建 設 改 良 費 28,761千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平 成 31 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門